



【目次】

- 平成19年度税制改正 —リース取引に係る税務上の取扱い—
- 公益法人とは？
- 平成20年4月から 特定健康診断・特定保険指導 が始まりました
- 相続の勉強部屋 シリーズ第四回 —遺言の制度—

2008. 4. 20 発行

リース取引に係る税務上の取扱いについて～所有権移転外ファイナンスリースに注意～

平成19年度税制改正により、「**所有権移転外ファイナンスリース取引**」の取扱いが、**原則売買処理**に一本化されることになりました。

平成20年**4月1日以後のリース契約から適用**となるこの取引については、主に右記のとおり処理することとなります。対象は、法人税法が適用されるすべての会社です。

さて、『所有権移転』と『所有権移転外』取引にはどのような違いがあるのでしょうか。

リース税制上は、ファイナンスリースとされるリース取引のうち、下記すべてを満たす場合を『所有権移転外』として取り扱うことになりました。この場合、資産計上はされますが、圧縮記帳・特別償却等の制度は適用できません。

【ファイナンスリースの2要件】

- ・リース期間中の中途解約が不可能
- ・借り手がリース資産による経済的利益全てを享受し、コスト（修繕・保守・管理等）を負担

【所有権移転外ファイナンスリースとなる要件】

- ・リース期間満了後に借り手に所有権が移転しないものなど
- （詳細はリース契約書・リース担当者にご確認ください）

なお、ファイナンスリース以外のリース＝**オペレーティングリース**は、従来どおり**賃貸借処理**となり、取扱いに変更はありません。

《借り手側の賃貸借処理》

支払仕訳：リース料／現預金
資産計上：なし（減価償却対象外）

【ファイナンスリース取り扱い比較】

処理項目	所有権移転 外	所有権移転
経 理	◎ 売買処理(原則) ▲ 賃貸借処理 ※1	売買処理
取得仕訳	リース資産／リース債務	
支払仕訳	リース債務／現預金 支払利息／現預金	
減価償却	下記の処理(改正あり)	通常処理
償却方法	リース期間定額法	定率法・定額法等
耐用年数	リース期間	資産に応じて
残存価格	0 円	備忘価格 1 円
償却仕訳 (直接法)	減価償却費／リース資産	
消 費 税	リース資産取得時に 一括して課税仕入 ※2	リース資産取得時に 一括して課税仕入

※1 賃貸借経理処理が認められる例外

中小企業は『中小企業会計指針』のつとて、会計上、賃貸借経理処理が認められます。

⇒リース料として経理処理した金額は、**税務上、減価償却費と同様に損金として取り扱います。**
(ただし全額損金とされない場合もあります)

※2 消費税の計上

上記※1に該当する場合も、**例外なく、取得時に一括して課税仕入処理**する必要があります。

このように、取引の内容によって経理処理が異なるため、その取引が「**どのリース取引に該当するか？**」を判定することが最も重要となります。

今号ではリース税制のまとめとしておおまかな取扱いを掲載しましたが、次回以降で、所有権移転外ファイナンスリース取引の詳細について具体例を交えての掲載を予定しています。

公益法人

今までの月刊グローバルにおいて、公益法人について様々な記事を掲載してきました。

ただ、個人事業者や一般法人の関与先様にとっては、あまりなじみのない内容だったかと思います。

そこで今回は、皆様に公益法人について関心をもっていただくため、『公益法人とは何か』についてお話いたします。

1 公益法人とは

公益法人はどんな法人から構成されているのでしょうか。一般的に次のイメージのとおり2つの見方があります。

〔公益法人のイメージ〕

① 狭い意味での公益法人
社団法人、財団法人

② 広い意味での公益法人
学校法人、社会福祉法人、宗教法人
医療法人、更生保護法人、
特定非営利活動法人

公益法人とは、一般的には「社団法人」、
「財団法人」を指し、以下の要件を満たす法人
のことです。

- ① 学術・技芸・慈善・祭祀・宗教等、公益に関する事業を行うこと
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 法人設立に当たって主務官庁の許可を得ること

社団法人と財団法人は、上記3要件では共通しています。では、この各法人の相違点は何でしょうか。

【社団法人】

- ・一定の目的をもった人（社員）の集合体
- ・社員総会で意思決定を行う
- ・社員からの会費で運営

【財団法人】

- ・一定の目的のために拠出された財産の集合体
- ・理事会で意思決定を行う
- ・基本財産（資本金のようなもの）の運用益で運営

現行の制度では、法人税法上の収益事業を行っていない社団法人・財団法人は、法人税が非課税となっています。

2 制度改革 ～公益法人を取り巻く環境～

近年、公益法人の制度は大きく変わりつつあります。

1) 会計基準の改正

従来 of 会計基準では、お金の出入りのみを表示する「収支計算書」が決算書の中心でした。

今回の改正では一般企業の損益計算書に相当する「正味財産増減計算書」が決算書の中心として位置付けられました。また、注記内容も充実され、情報がより開示されるようになりました。

2) 公益認定

今年の12月から公益法人制度改革関連法が施行され、既存の公益法人やこれから設立される法人は、民間有識者からなる委員会において、公益認定基準に基づいて公益性が検討されます。

認定申請により公益性が認められれば、「公益社団法人・公益財団法人」となります。既存の公益法人は、公益性が認められない場合は、「一般社団法人・一般財団法人」となることができますが、保有する一定の資産を社会福祉法人等に贈与するなどして処分しなければなりません。

3) 法人税等の税務

制度改革に伴い、平成20年度税制改正においても公益法人の税務が大きく変わりました。公益社団法人・公益財団法人については、公益目的の事業は法人税課税の収益事業から除外されるなどの優遇措置があります。その一方で、一般社団法人・一般財団法人については、一般企業と同様に全所得について法人税が課税される場合もあります。

平成20年4月から

特定健康診査 特定保健指導

が始まりました。



特定健康診断とは？

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診で、以下の項目を実施します。

【必須項目】

- ① 質問票(服薬歴、喫煙歴等)
- ② 身体計測(身長、体重、BMI※、腹囲)
- ③ 理学的検査(身体診察)
- ④ 血圧測定
- ⑤ 血液検査
 - ◇脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
 - ◇血糖検査(空腹時血糖またはHbA1c)
 - ◇肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)
- ⑥ 検尿(尿糖、尿たんぱく)

※BMI…肥満度の判定方法のひとつ。
体重(kg)÷身長(m)×身長(m)。BMIが25を超えると、生活習慣病にかかりやすくなります。

【詳細な健診項目】…医師が必要と認めた場合

- ① 心電図検査
- ② 眼底検査
- ③ 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)



特定保健指導とは？

次の3つのうち、該当する項目数により、特定保健指導が行われます。

- 腹囲径基準以上※+高血糖
- 高脂血症
- 高血圧

※腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上

日本人の生活習慣の変化等により、近年、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍が増加しており、それを原因とする死亡は、全体の約3分の1にもものぼると推計されています。

生活習慣病予防のための新しい健診・保健指導を積極的に利用し、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けましょう。

1. 情報提供レベル

すべて
該当ナシ

特に問題のない方には、検診結果の見方や健康の保持増進に役立つ情報が提供されます。

2. 動機付け支援レベル

いずれか
1つに該当

=メタボリックシンドローム症候群予備軍

保健師や管理栄養士が、食事のとり方や運動などの計画書を作成し6ヶ月後に数値や生活習慣が改善されたかどうかを確認されます。

3. 積極的支援レベル

2つ以上
に該当

=メタボリックシンドローム症候群

保健師や管理栄養士が、食事のとり方や運動などの計画書を作成し、3ヶ月間は面接や電話、メールなどで実行状況が確認され、途中で挫折しないように支援されます。6ヶ月後には、数値や生活習慣が改善されたかどうかも確認されます。

特定健康診査の対象者は、実施年度において**40～74歳となる医療保険加入者**です。

対象者には、医療保険者(社会保険庁や各国保組合等)から**受診券**(保健指導は「利用券」)や**受診案内**が届きますので、届き次第、実施医療機関に実施時間等を確認のうえ、受診してください。

費用は主に医療保険者が負担しますが、医療保険者によっては、受診者に費用の一部を自己負担として、窓口で支払いが必要になることもあります。

特定健康診査は、加入者ご本人に受診・利用を義務付けたものではありませんが、受けない場合は、ご自身の生活習慣を見直す機会を逃してしまうこととなりますので、なるべく積極的に利用されることをおすすめします。

相続の勉強部屋

第四回

相続の勉強部屋と題しまして、相続の概要や手続きなど、基本的な部分について、シリーズ形式でわかりやすく紹介していきます。四回目は『遺言の制度』についてご案内いたします。

★ 遺言とは ★

生前における人の最後の意思を、死後、法的に保護して**意思の実現を図る制度**です。

その遺言書が法的に有効である場合、相続人はそれに従わなくてはなりません。

★ 遺言の種類 ★

一般的な遺言には下記の3種類があります。それぞれの特徴の**メリット・デメリットを勘案**して最適な方法で遺言するとよいでしょう。

【公正証書遺言】

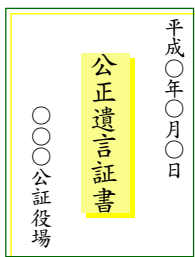
方法 本人と立会人2人が
公証人役場に行き、
遺言書を作成する

記入者 公証人
開封 遺族が確認した時点で開封可能

費用 財産に応じて公証人手数料がかかる

メリット 遺言の存在と内容が明確にできる

デメリット 証人が立会い、公証人が書き取るため内容の秘密が保ちにくい
手数料がかかる



【自筆証書遺言】

方法 自分で遺言書を書く

記入者 本人
開封 すぐに開封できず、家庭裁判所の
検認が必要

費用 特にかからない

メリット 簡単に作成でき、内容の
秘密が保てる

デメリット 紛失したり、内容の不備で
紛争が起こる恐れがある



【秘密証書遺言】

方法 本人が遺言書を作成してから封印
をして、**公証人役場**で証明する

記入者 本人が望ましい

開封 すぐに開封できず、家庭裁判所の
検認が必要

費用 公証人手数料がかかる

メリット 遺言書の存在と内容が明確に
でき、遺言書の秘密も保てる

デメリット 内容の不備から紛争が起
こる可能性がある

以上が遺言の種類です。

次回は、遺言の制度の続きとして、**遺留分の制度**について詳しくご紹介していく予定です。

札幌の公証役場 <http://www.koshonin.gr.jp/sho.html>

札幌公証役場 中)大通西4-1 道銀ビル10F

大通公証役場 中)南1条西10-4-167 小六第一ビル6F

札幌中公証役場 中)大通西11-4 登記センタービル5F

編集後記



最近のテレビ番組は、一般常識や学力を試すクイズが目白押しです。知ってるのに忘れた人名や地名、読めるのに書けない漢字、簡単な計算でパニック・・・画面の中の回答者達の様子が他人事ではありません。ITボケの危機を感じています。(石倉)

月刊グローバル 2008年5号

2008年4月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 ハワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL <http://www.dao.or.jp>

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。